



令和4年第3回
本別町議会臨時会会議録

自 令和4年 8月10日
至 令和4年 8月10日

本別町議会

令和4年本別町議会第3回臨時会会議録

令和4年8月10日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
日程第 2 議長の選挙

○議事日程 その2

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 副議長の選挙
日程第 4 議席の指定
日程第 5 常任委員の選任 1
日程第 6 常任委員の選任 2
日程第 7 議会運営委員の選任
日程第 8 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
日程第 9 とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第10 諸般の報告
日程第11 行政報告
日程第12 同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件
日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求める件〔舗装面の隆起に起因する車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕
日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕
日程第15 承認第5号 専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第7回）〕
日程第16 承認第6号 専決処分の承認を求める件〔グレーチングの跳ね上げに起因する車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕
日程第17 承認第7号 専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第8回）〕
日程第18 議案第45号 令和4年度本別町一般会計補正予算（第9回）について
日程第19 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第20 議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第21 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

○会議に付した事件 その2

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 議席の指定

日程第 5 常任委員の選任 1

追加日程第 1 議長の常任委員辞任の件

日程第 6 常任委員の選任 2

日程第 7 議会運営委員の選任

日程第 8 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

日程第 9 とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙

日程第 10 諸般の報告

日程第 11 行政報告

日程第 12 同意第 2 号 監査委員の選任について同意を求める件

日程第 13 承認第 3 号 専決処分の承認を求める件〔舗装面の隆起に起因する車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕

日程第 14 承認第 4 号 専決処分の承認を求める件〔令和 4 年度本別町一般会計補正予算（第 6 回）〕

日程第 15 承認第 5 号 専決処分の承認を求める件〔令和 4 年度本別町一般会計補正予算（第 7 回）〕

日程第 16 承認第 6 号 専決処分の承認を求める件〔グレーチングの跳ね上げに起因する車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕

日程第 17 承認第 7 号 専決処分の承認を求める件〔令和 4 年度本別町一般会計補正予算（第 8 回）〕

日程第 18 議案第 45 号 令和 4 年度本別町一般会計補正予算（第 9 回）について

日程第 19 議案第 46 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程第 20 議案第 47 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第 21 議案第 48 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

追加日程第 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件（閉会中の継続調査申出書）

○出席議員（11名）

議長	12番	篠原義彦	副議長	11番	柏崎秀行
	2番	加藤徹己		3番	丑若浩行
	4番	水谷令子		5番	梅村智秀
	6番	石山憲司		7番	藤田直美
	8番	方川一郎		9番	高橋利勝
	10番	阿保静夫			

○欠席議員（1名）

1番 宮本やよい

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	倉崎景一	子ども未来課長	松本恵
建設水道課長	加藤勉	企画振興課長	小川芳幸
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規
総務課主幹	上原章司	建設水道課主幹	小出勝栄
総務課長補佐	宮口淳哉	教育長	高橋哲也
教育次長	武田敏英	社会教育課長	千代孝徳
農委事務局長	高橋優	代表監査委員	畑山一洋
選管事務局長	三品正哉		

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	中川雅之	総務担当主査	越後忠
総務担当主事	今井綾香		

(午前10時00分)

◎臨時議長の紹介

○**議会事務局長（中川雅之）** 皆さんおはようございます。

議会事務局長の中川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。

つきましては、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行なうこととなっております。

本日の出席議員中、篠原義彦議員が年長の議員でありますので、御紹介を申し上げます。

それでは、篠原議員、議長席にお着き願います。

(篠原義彦議員、議長席に着席)

○**臨時議長（篠原義彦）** おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました篠原でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行ないますので、どうぞよろしく願いいたします。

開会前に、宮本議員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告しておきます。

次に、町広報並びに議会広報取材のため、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

次に、マスクの着用につきましては、原則着用をお願いいたします。ただし、息苦しさなど体調不良を感じた場合はこの限りではありませんのでお知らせしておきます。

また、議場が非常に暑くなっておりますので、議員の皆さん、説明員の皆さんにおかれましては、上着を脱いでいただいて結構であります。

ここで、私どもはこのたびの選挙においてお互いに当選の榮譽を担って議席を得たのでありますが、最初の議会でありますので、住所、氏名など簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

本日議席1番の宮本議員の欠席でありますので、ただいまお座りの議席2番から順次お願いいたします。

○**2番（加藤徹己）** 南方面からの、本別市街地入口にあります南4丁目に住んでおります加藤徹己でございます。本別のため、町民のため、議員活動に全力で取り組んでまいります。新人でございます。皆様の御指導をよろしく願いいたします。

○**3番（丑若浩行）** おはようございます。勇足で農業をやっております、丑若と申します。新人で右も左もわからない状態ではございますけれども、しっかりと議会が行政のチェック機関として機能するよう努力してまいり所存でございます。よろしく願いいたします。

○**4番（水谷令子）** 本別町北3丁目に在住しています水谷令子です。2期目です。議員として本別町のためさらに精進し、町民が笑顔あふれる魅力的なまちづくりのために議員活動を活発に行なっていく所存で、覚悟でいます。よろしく願いいたします。

○5番(柏崎秀行) 2期目となります柏崎秀行でございます。柏木町に住んでいます。町民の代表として恥じることはないよう、全力で取り組んでいきますのでよろしくお願いいたします。

○6番(梅村智秀) 梅村智秀でございます。嫌われることをいとわず、権力におもねることをよしとせず、執行者とは一步距離を置き、かといって二歩以上離れることなく、時には肩を並べ時には背を向け、是々非々の姿勢で4年間臨んでいく所存であります。ひたすらひたむきに町民の皆様のために汗を流し、働きますことをお約束申し上げます。これが4年前の今日、この場にて行なった私梅村智秀の御挨拶でございます。町民の皆様394名の付託と、私自身の強い決意と覚悟、395名の思いを抱き本日この場に再び立たせていただいております。初心を忘れることなく、これからの4年間も粉骨砕身尽力し、職責を全う致す所存です故、皆様御指導のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○7番(石山憲司) 2期目の北6丁目に住んでおります石山憲司でございます。町民のため第7次総合計画の推進に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○8番(藤田直美) おはようございます。美里別に住んでおります藤田直美です。3期目を迎えました。町民の皆様のお声をしっかりお聞きしながら、的確な施策の推進に向けて誠心誠意努めてまいります。町長はじめ町執行部の皆様におかれましては、何卒御協力をお願いいたします。

○10番(方川一郎) 西美里別に在住しています方川一郎です。農業をしております。7期目になりますけども、また引き続き皆さん方の御指導をいただきながら頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○11番(高橋利勝) 北8丁目の高橋利勝です。誰もが安心して住み続けることができるまちづくりを求めて頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○12番(阿保静夫) オフイビラ1に住んでいます農業をやっています阿保静夫です。住民こそ主人公を貫いて、また議会活動また皆さんのいろいろなお世話になろうかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○9番(篠原義彦) 美里別西上で農業をしております篠原義彦でございます。3期目になりました。本別町は農業が基幹産業の町でございます。それらを中心として町民の皆様方が安心して暮らせるまちづくりに全力で投球したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○臨時議長(篠原義彦) 次に、町長から御挨拶がございます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長(佐々木基裕)〔登壇〕 町議会議員選挙改選後の初議会にあたりまして、一言お祝いの御挨拶を述べさせていただきます。

この度の本別町議会議員選挙におきまして、多くの町民の皆様から大きな期待を受け、見事当選の栄に浴されました12名の議員の皆様にご心からお祝い申し上げますとともに、共にまちづくりに参画できますことを大変嬉しく思っております。

皆さんも御承知のとおり、地方自治は二元代表制を取っております、執行機関と議

会は独立・対等の関係に立って、相互に緊張感を保ちながら協力・連携して自治体運営にあたることとされております。現在の本町の取り巻く環境につきましては、人口減少や地域経済の落ち込み、そして直近では新型コロナウイルス感染症拡大など多くの課題を抱えており、誠に厳しい状況下におかれています。このような状況の中で、しっかりと課題を克服し、先人たちが築き上げてこられましたこの本別を未来にどうつなげていくのかが今問われており、その重責を担っているのが私どもと、ここにおられます議員各位であります。私どもも町民皆さんとの対話を重視したまちづくりを進めてまいるとともに、議員皆様方と情報を共有する中から、認め合い支え合いながら、全ては町民のための町政を推進してまいり所存でございます。

これから4年間、職員一同気持ちを一つにして議会の皆様とともに未来に輝くまちづくりにむけ全力を尽くしてまいりますので、議員各位の御指導、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、健康には十分留意いただき、今後の御活躍を心から御期待申し上げます、お祝いの挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（篠原義彦） 次に、村本副町長から各執行機関の説明員の紹介を行なっていただきます。村本副町長、お願いします。

○副町長（村本信幸） 皆さん、おはようございます。

私から、議会に出席をいたします説明員を紹介させていただきます。

まず、向かって右側前列から紹介をいたします。

佐々木町長はただ今、御挨拶がございましたので省略をさせていただきます。

1つ飛びまして、会計管理者、出納室長の藤野和幸です。

○出納室長（藤野和幸） おはようございます。会計管理者で出納室長の藤野和幸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（村本信幸） 2列目にいきまして、向かって左側より、総務課長兼選挙管理委員会事務局長の三品正哉です。

○総務課長（三品正哉） 総務課長の三品と申します。よろしくお願いいたします。

○副町長（村本信幸） 企画振興課長の小川芳幸です。

○企画振興課長（小川芳幸） 企画振興課長の小川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（村本信幸） 農林課長の篠原順彦です。

○農林課長（篠原順彦） 農林課長の篠原です。よろしくお願いいたします。

○副町長（村本信幸） 次に、3列目になりますが、総務課主幹兼消防署長の上原章司です。

○総務課主幹（上原章司） 総務課主幹兼本別消防署長の上原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（村本信幸） 建設水道課長の加藤勉です。

○建設水道課長（加藤勉） 建設水道課長の加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 副町長（村本信幸） 建設水道課主幹の小出勝栄です。
- 建設水道課主幹（小出勝栄） 建設水道課主幹の小出です。どうぞよろしくお願ひします。
- 副町長（村本信幸） 一番後ろの列になりますが、保健福祉課長兼総合ケアセンター所長兼地域包括支援センター所長兼健康管理センター事務長の長屋和幸です。
- 保健福祉課長（長屋和幸） 保健福祉課長の長屋です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副町長（村本信幸） 国保病院事務長の松本秀規です。
- 国保病院事務長（松本秀規） 病院事務長の松本でございます。よろしくお願ひします。
- 副町長（村本信幸） 特別養護老人ホーム所長の前佛清治です。
- 老人ホーム所長（前佛清治） 特別養護老人ホーム所長前佛と申します。よろしくお願ひします。
- 副町長（村本信幸） 次に、向かって左側になります。1列目右側より、教育長の高橋哲也です。
- 教育長（高橋哲也） 教育長の高橋哲也と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副町長（村本信幸） 教育次長兼管理課長兼学校給食共同調理場所長の武田敏英です。
- 教育次長（武田敏英） 教育次長の武田です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副町長（村本信幸） 社会教育課長兼中央公民館館長兼体育館館長兼図書館館長の千代孝徳です。
- 社会教育課長（千代孝徳） 社会教育課長の千代孝徳と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副町長（村本信幸） 2列目にいきまして、代表監査委員の畑山一洋さんです。
- 代表監査委員（畑山一洋） 代表監査委員の畑山です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副町長（村本信幸） 子ども未来課長の松本恵です。
- 子ども未来課長（松本恵） おはようございます。子ども未来課長の松本です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副町長（村本信幸） 農業委員会事務局長の高橋優です。
- 農業委員会事務局長（高橋優） 農業委員会事務局長の高橋優です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副町長（村本信幸） 住民課長の倉崎景一です。
- 住民課長（倉崎景一） 住民課長の倉崎景一です。よろしくお願ひいたします。
- 副町長（村本信幸） 最後になりますが、副町長の村本信幸です。
どうぞよろしくお願ひいたします。
以上、説明員の紹介に代えさせていただきます。
貴重な時間、ありがとうございました。

(午前 10 時 19 分)

◎開会宣告

○臨時議長（篠原義彦） ただいまから、令和 4 年第 3 回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○臨時議長（篠原義彦） これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（篠原義彦） 日程第 1 仮議席の指定を行ないます。

議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、議会運営基準 10 により、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎日程第 2 議長の選挙

○臨時議長（篠原義彦） 日程第 2 議長の選挙を行ないます。

選挙は、投票により行ないます。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○臨時議長（篠原義彦） 議場は閉鎖されました。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規程によって、立会人に藤田直美議員及び柏崎秀行議員を指名いたします。

これから、投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○臨時議長（篠原義彦） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（篠原義彦） 配布漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

投票用紙の裏側の枠内に氏名を書いていただきますように、念を押して連絡を申し上げます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長（篠原義彦） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行ないます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の

点呼に応じて順次投票を行ないます。

投票は議長席に向かって右側から順次御登壇いただき、投票用紙を投票箱に入れていただき、議長席に向かって左側より降りて自席にお戻りいただきます。

それでは、事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○**議会事務局長（中川雅之）** 記載のほうはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶものあり）

○**議会事務局長（中川雅之）** それでは、読み上げます。

2番、加藤徹己議員、3番、丑若浩行議員、4番、水谷令子議員、5番、柏崎秀行議員、6番、梅村智秀議員、7番、石山憲司議員、8番、藤田直美議員、10番、方川一郎議員、11番、高橋利勝議員、12番、阿保静夫議員、9番、篠原義彦議員。

以上、終わります。

（投票）

○**臨時議長（篠原義彦）** 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（篠原義彦）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

○**臨時議長（篠原義彦）** これから、開票を行ないます。

藤田直美議員及び柏崎秀行議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○**臨時議長（篠原義彦）** 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票11票、無効投票はゼロであります。

有効投票中、篠原義彦議員10票、梅村智秀議員1票、選挙の結果は以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、篠原義彦議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○**臨時議長（篠原義彦）** 会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

私、篠原義彦の当選人の告知について、本席よりお受けしたいと思います。

それでは、これから登壇し、議長当選承諾及び就任のあいさつをさせていただきます。

○**議長（篠原義彦）**〔登壇〕 ただいまの議長選挙におきまして、議員の皆さん方の温かい御支援、御投票いただきまして、議長という大役を仰せつかうことになりました。議員各位には心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

私はもともと浅学非才の身で、この大役の器ではないというふうに自分では認識しております。議長を受けたからには中立公平に議事運営を務めていきたいと思っておりますので、今まで以上の皆さん方の御支援を心からよろしくお願いを申し上げまして、議長就任の

挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

- 臨時議長（篠原義彦） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。
御協力ありがとうございます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（篠原義彦） 議事日程その2、日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、梅村智秀議員及び丑若浩行議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期決定の件

- 議長（篠原義彦） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。
-

◎日程第3 副議長の選挙

- 議長（篠原義彦） 日程第3 副議長の選挙を行ないます。
選挙は、投票により行ないます。
議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

- 議長（篠原義彦） 議場は閉鎖されました。
ただいまの出席議員は11名であります。
次に、立会人を指名いたします。
会議規則第32条第2項の規程によって、立会人に石山憲司議員及び水谷令子議員を指名いたします。

これから、投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

- 議長（篠原義彦） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（篠原義彦） 配布漏れなしと認めます。
念のため申し上げます。
投票用紙の裏側の枠内に氏名を書いていただきますように、念を押して連絡を申し上げます。

次に、投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（篠原義彦） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行ないます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を行ないます。投票は議長席に向かって右側から順次御登壇願います。投票用紙は投票箱に入れていただき、議長席に向かって左側よりおりて、自席にお戻りいただきます。

それでは、事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○議会事務局長（中川雅之） 記載のほうはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議会事務局長（中川雅之） それでは、読み上げます。

2番、加藤徹己議員、3番、丑若浩行議員、4番、水谷令子議員、5番、柏崎秀行議員、6番、梅村智秀議員、7番、石山憲司議員、8番、藤田直美議員、10番、方川一郎議員、11番、高橋利勝議員、12番、阿保静夫議員、9番、篠原義彦議員。

以上、終わります。

（投票）

○議長（篠原義彦） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これから、開票を行ないます。

石山憲司議員、水谷令子議員、開票の立会をお願いいたします。

（開票）

○議長（篠原義彦） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票11票、無効投票ゼロであります。

有効投票中、柏崎秀行議員9票、藤田直美議員1票、梅村智秀議員1票、選挙の結果は以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、柏崎秀行議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（篠原義彦） ただいま副議長に当選されました柏崎秀行議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

柏崎秀行議員、御承知いただけますでしょうか。

○副議長（柏崎秀行） はい。

○議長（篠原義彦） 柏崎秀行議員、御登壇願います。

○副議長（柏崎秀行）〔登壇〕 ただいま副議長選挙におきまして、議員各位の御支持と

期待をいただき当選させていただきました柏崎でございます。

2期目の私がこのような大役を仰せつかり、不安です。しかし、それ以上に使命感でいっぱいです。本町に求められる問題は山積みです。そういったものを議員として、議会として解決し、皆さんの御意見をいただき、これからも議会運営に議長共々励んでいく所存でございます。町民の皆様、行政の皆様、全ての皆様に、これからも御指導と御鞭撻をいただき、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

（議席表を配布）

午前11時00分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議席の指定

○議長（篠原義彦） 日程第4 議席の指定を行ないます。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配布をいたしました議席表のとおり指定いたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

まず最初に、休憩中に名札持参の上、議席表の自席に着かれますようお願いいたします。

続いて休憩中、10分後に議員協議会を招集いたします。

場所については、議員控室といたしますので御参集願います。

これをもって通知済みといたします。

午前11時22分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 常任委員の選任1

○議長（篠原義彦） 日程第5 常任委員の選任1を行ないます。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、次のとおり指名をいたします。

総務常任委員に、高橋利勝議員、方川一郎議員、柏崎秀行議員、水谷令子議員、加藤徹己議員、宮本やよい議員。

産業厚生常任委員に、阿保静夫議員、藤田直美議員、石山憲司議員、梅村智秀議員、丑若浩行議員、それに私です。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。
私から発言をしたいので、副議長と交代をしたいと思います。
暫時休憩いたします。

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○副議長（柏崎秀行） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

篠原議長の発言を許します。

○議長（篠原義彦） ただいま、産業厚生常任委員に選任されましたが、議長はその職
席上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、賛否同数の際における裁決権な
ど、議長固有の権限を考慮いたすときに、一個の委員会に委員として所属することは適
当でなく、また、行政実例においても、議長については辞任を認めております。さらに、
議会運営基準 117 において辞任することができるとしているところから、産業厚生常
任委員の辞任を願い出るものでございます。

よろしく御審議賜われますようお願い申し上げます。

◎日程追加の議決

○副議長（柏崎秀行） ただいま篠原議長から、産業厚生常任委員を辞任したいとの発
言がありました。

お諮りします。

この際、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序
を変更して直ちに議題としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（柏崎秀行） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の
順序を変更して直ちに議題とすることを決定いたしました。

◎追加日程第 1 議長の常任委員辞任の件

○副議長（柏崎秀行） 追加日程第 1 議長の常任委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、篠原議長の退場を求めます。

（議長退場）

○副議長（柏崎秀行） ただいま篠原議長から、議長の職務を行なう都合上、常任委員
を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり許可すること御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（柏崎秀行） 異議なしと認めます。

したがって、篠原議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

篠原議長の復席を求めます。

(議長復席)

○副議長(柏崎秀行) 篠原議長の発言に関わる審議は終了しましたので、議長と交代いたします。

暫時休憩します。

午前 11時28分 休憩

休憩中に、総務、産業厚生、各常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において総務常任委員会、産業厚生常任委員会を招集します。場所については総務常任委員会は委員会室、産業厚生常任委員会は正副議長室とします。それぞれ御参集願います。これをもって通知済みといたします。

午後 1時30分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

暫時休憩をいたします。

午後 1時30分 休憩

(休憩中に産業厚生常任委員会を開催)

午後 1時45分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務、産業厚生常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務常任委員会は、委員長に水谷令子議員、副委員長に高橋利勝議員、次に産業厚生常任委員会は、委員長に石山憲司議員、副委員長に梅村智秀議員とそれぞれ決定をいたしました。

◎日程第6 常任委員の選任2

○議長(篠原義彦) 日程第6 常任委員の選任2を行ないます。

広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、次のとおり指名いたします。

広報広聴常任委員には、阿保静夫議員、丑若浩行議員、宮本やよい議員、柏崎秀行議員、加藤徹己議員、以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 1時46分 休憩

休憩中に広報広聴常任委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。

委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において広報広聴常任委員会を招集し

ます。

場所については、委員会室とします。直ちに御参集願います。

これをもって通知済みといたします。

また、広報広聴常任委員会正副委員長の互選後に、議会運営委員の選任について委員会条例第7条及び運営基準147運用例2により、各常任委員会委員長以外の委員について、議長は副議長と協議の上選任することにしておりますので、しばらくお待ちください。

午後 2時07分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広報広聴常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に阿保静夫議員、副委員長に丑若浩行議員と決定をいたしました。

◎日程第7 議会運営委員の選任

○議長（篠原義彦） 日程第7 議会運営委員の選任を行ないます。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、藤田直美議員、梅村智秀議員、水谷令子議員、石山憲司議員、阿保静夫議員を指名したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名のとおり決定いたします。

暫時休憩します。

午後 2時08分 休憩

休憩中に委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において議会運営委員会を招集します。直ちに委員会室に御参集願います。

これをもって通知済みといたします。

午後 2時27分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に藤田直美議員、副委員長に阿保静夫議員と決定をいたしました。

◎日程第8 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

○議長（篠原義彦） 日程第8 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行なうことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

十勝圏複合事務組合議会議員に、篠原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました篠原議員を十勝圏複合事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました篠原議員が十勝圏複合事務組合議会議員に当選をいたしました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

私、篠原の当選人の告知については、本席よりお受けしたいと思っております。

◎日程第9 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長（篠原義彦） 日程第9 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行なうことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

とかち広域消防事務組合議会議員に、篠原議員、柏崎議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました篠原議員、柏崎議員をとかち広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました篠原議員、柏崎議員がとかち広域消防事務組合議

会議員に当選をいたしました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

柏崎議員、御承知いただけますか。

○11番（柏崎秀行） 謹んでお受けいたします。

○議長（篠原義彦） 私、篠原の当選人の告知については、本席よりお受けしたいと思
います。

◎日程第10 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第10 諸般の報告を行ないます。

監査委員から令和4年5月分及び6月分に関する例月出納検査結果報告書の提出があ
りました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議長報告。

議員派遣の件について、お手元に配布のとおり報告しますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第11 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第11 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 常勤医師の採用について御報告いたします。

町国保病院では、昨年から常勤医師の退職が続いている中、様々な手段により常勤医
師を募集しておりましたが、人材紹介会社を通じ紹介のあった医師を9月1日付けで採
用することとなりました。

新任医師の氏名は、松井智文医師で、年齢は44歳、名古屋大学医学部出身で、これ
まで主に静岡県内の医療機関で内科診療に携わってきており、総合内科専門医、消化器
内視鏡専門医の資格を取得しております。本町では内科外来を中心とした診療と併せ公
衆衛生活動等も担っていただき、町民のかかりつけ医として御活躍いただけるものと期
待をしているところです。

9月からの診療体制につきましては、常勤医師が内科2名、外科1名体制となり、常
勤医師の減により縮小していた診療枠の回復により内科外来の混乱を緩和し、患者様の
利便を向上できるものと考えております。

今後も医師確保対策を進め、診療体制の充実を図ってまいりますので、議員各位にお
かれましても、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

以上、本別町議会第3回臨時会行政報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで、行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 同意第2号

○議長（篠原義彦） 日程第12 同意第2号監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、方川一郎議員の退場を求めます。

（方川一郎議員退場）

○議長（篠原義彦） 提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 同意第2号監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年8月9日をもちまして任期満了になりました監査委員につきまして、本別町○○○○○○○○○○にお住まいの方川一郎さんを、議員選出監査委員として、再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案した次第であります。

御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行いません。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、同意第2号についてお伺いをいたします。

こちらで監査委員の選任について同意を求める件ということで、俗に言う議会選出監査委員についての同意を求められているところがございますが、そもそも本提案の基となる考え方の部分でございますが、平成30年4月の地方自治法の改正により、普通地方公共団体においてはその各地方公共団体の判断において、議選監査委員を置かないということの判断もできるというところがございますが、本提案は議選監査委員を再任したいということがございます。この議選監査委員に関する行政、執行者としてのお考えはどのようなものに基づいて御提案となっているのかお伺いをいたします。

また、方川一郎さんが適任ということで同意を求められておりますが、とかくこの議選監査委員というものにおいては、人格が高潔で専門性の高い識見を有するという必要性があるというところがございますが、具体的にはどのようにその人格、ないしは識見について御認識、お考えの下御提案に至っているのかお伺いをいたします。

もう1点。提案の経緯についてでございますが、方川一郎さんを御提案される経緯といたしまして、具体的にはどのようなことがあったのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁を申し上げます。

順番が入れ替わりするかもしれませんが、もし答弁漏れありましたらまた後ほど質問をしていただければと思っております。

まず今回の議員からの選出でございますが、梅村議員も御存じのとおり、監査委員につきましては人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、そして事業の運営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する方ということで、地方自治法第196条第1項に規定されてございます。議員からの選出ということでございますが、まさしく地方行政運営に関し優れた見識を有しており、そして今までも監査委員として勤めていただき、その部分で判断をいたしますとき、まさしく方川一郎さんが適任であろうという観点の基に今回同意を求めるものでございます。

選出の方法につきましては、議員選出という観点から、議長、副議長等々にもお話をしながら今回提案をした次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1番目にお伺いした点でございますが、議選監査委員の必要性についてどのような御見解を有した上での御提案なのかという点について、御答弁をいただきたいというのがまず1点。答弁としていただけていないというふうな認識を持ってございます。

2点目でございますが、町長おっしゃるとおり財務管理、事業運営、行政運営等に優れた見識を有していなければならないというところでございますが、具体的なところといたしましてはこれまでもその任にあたっていたというところが具体的なところでございますが、例えば民間の資格等でございますと、弁護士や公認会計士、税理士等が適任ではないかと言われるところもございまして、それらについて具体的な資格ですとか、そうしたところ識見として判断できるもの、何かお持ちの上での御提案なのかお伺いをいたします。

続きまして、提案の経緯の部分でございます。議長及び副議長とお話をしたということでございますが、議長、副議長のほうからそちらについて具体的な識見ですとか人格についての明言というものがおありだったのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

議員選出がどうのというところでございますが、先ほども私がお話させていただいたのは、方川一郎議員につきましては長い間議員として行政に精通していると、そういった観点から監査におきましても細部に至るまで会計の流れ、そしてそこに不備がないかどうか、しっかりした視点をもって監査をいただいている、そういうことを総合的に判断をし、今後も方川一郎議員に引き続き監査委員として業務を遂行していただきたい、そういう観点から今回提案するものでございます。

監査委員につきましては、いろいろな選出方法があるかと思いますが、今この段階において、私は方川一郎さん、個人的にも優れた識見を持っているとそういうことで判断してございますので、先ほど答弁いたしました、議長、副議長とにお話を伺いながら、最終的に私が同意案件として提案する次第でございます。

よろしく御理解を願いたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたしますが、まず端的にお伺いをいたしますね。

まず1番目の質疑から1番最初にお伺いしている点ですけれども、議選監査に関する見解はどのように持っていらっしゃるのか。方川一郎氏がどうこうということを申し上げているのではなくて、議選監査っていうものについては、自治体の判断で置くか置かないかって判断ができるんですよということを地方自治法の改正によって定められておりますよと御説明もいたしました。その上で今回議選監査を設置すると、置くということでの同意案件でございますけれども、その議選監査の必要性っていうものについてはどのような御見解の下、御提案なんですかっていうことをお伺いしてございます。

2点目でございます。議長及び副議長とのお話ということもございましたが、またその人格や識見の部分について、具体的なところとしてはこれまでの方川さんの御経験というところについて言及されておりますが、その他私先ほどもお伺いいたしました、例えば資格等ですとかそういったところっていうものは特別具体的なものは御説明いただけるものはないということではよろしいのか。御経験に基づくものだけの御提案、御判断ということではよろしいのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

先ほども申しあげました、行政に精通されているという観点から私は議員選出の監査委員は必要とそういう判断を私はいたしました。

資格等の話でございます。会計士等の資格の有無等につきましては、私はそういう資格を持っているかいないのか、それだけの判断で監査委員を選任、同意案件として出すものとは私は思っておりません。あくまでも識見、そして経験、そして本別町の行政がいかにかんたんに執行し、そして町民の皆様方の目から見て、この会計がどうなのか、公平で公正な立場でしっかりと監査をいただいている、私はそう方川さんを思って判断をいたしました。そういう観点から、私は今回引き続き方川一郎さんに監査委員になっていただきしっかりとした目で本町の会計を見ていただきたい。そして非があるとすれば、きちっとそこは正していただきたい。そしてそういう提案もしっかりしていただきたい、そう思っている次第でございます。まさしくこれは資格があるとかないのとか、まして監査委員に対する同意案件につきまして資格の有無は問わない、私はそう判断しているところでございます。そういった観点から今回の提案となります。

よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで、質疑を終わります。

これから、同意第2号監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行ないます。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（篠原義彦） 議場は閉鎖されました。

ただいまの出席議員数は9人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、高橋利勝議員、加藤徹己議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（篠原義彦） 念のために申し上げます。本件を可とする方は賛成と。否とする方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（篠原義彦） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行ないます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長（中川雅之） それでは、読み上げます。

2番、加藤徹己議員、3番、丑若浩行議員、4番、水谷令子議員、5番、梅村智秀議員、6番、石山憲司議員、7番、藤田直美議員、9番、高橋利勝議員、10番、阿保静夫議員、11番、柏崎秀行議員。

（投票）

○事務局長（中川雅之） 以上、終わります。

○議長（篠原義彦） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行ないます。

高橋利勝議員、加藤徹己議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（篠原義彦） 投票結果を御報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効はゼロです。

有効投票のうち賛成が8票、反対が1票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第2号監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(篠原義彦) 方川一郎議員の復席を求めます。

(方川一郎議員復席)

◎日程第13 承認第3号

○議長(篠原義彦) 日程第13 承認第3号専決処分の承認を求める件〔舗装面の隆起に起因する車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長(加藤勉) 承認第3号専決処分の承認を求める件〔舗装面の隆起に起因する車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕について、御説明を申し上げます。

本事故は、令和4年5月23日午後5時30分頃、本別町柏木町170番地3地先町道柏木町4号通りにおいて、本別町の管理する町道の舗装面が隆起していたことにより、当該箇所を通過した際に車両が損傷した事故について、次のとおり和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

なお、報告につきましては、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1の和解の相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

2の和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金10万2,600円と定め、本別町が車両の所有者に対し、支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険により賄われます。

今後は、このような事故が発生しないよう道路を良好な状態に保ち、維持修繕をしながら一般交通の安全確保に向け、注意を払い業務を遂行してまいりたいと考えております。

以上、承認第3号の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番(梅村智秀) それでは、承認第3号についてお伺いをいたします。

道路の舗装面の隆起ということですが、その程度についてはいかほどであったのかという点。また本来であれば舗装路面が隆起するっていうことは、何らかの外的要因等がなければ起こりえないことであるというところですが、道路の舗装面が隆起した原因というものについてはどのようなものなのか、こちらの究明等について把握されていらっしゃるのかお伺いいたします。また併せて、こちらの再発防止措置

というものについては既にとられた上での御提案となっていच्छるのかお伺いをいたします。

また、こちらいわゆる適時適切な道路のパトロール、維持管理というものが行なわれた上で、そうしたことが行なわれていた中で偶発的に発生したものと捉えてよろしいのかお伺いをいたします。

続きまして賠償額についてでございますが、こちら示談書によりますと、いわゆる3ナンバー車両がですね、フロントアクセルメンバー及び運転席・助手席エアバックの作動、エアバックが展開してかつガラスが複数枚割れたというような事故対応であるということがうかがえますが、こちら賠償額といたしまして10万2,600円っていうことで提案がなされてございます。こちら一般的に自動車の修理というような考え方からいくと、極めて事故対応、損傷程度から察すると極めて安価であるなど考えたところでございますが、示談金としては適当な額ということで捉えてよろしいのか。お支払方法について、実損払いでの示談なのか、実損店舗払いによる示談なのか、こちらについてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） ただいまの御質問について御答弁させていただきます。もし答弁漏れがございましたら、御指摘ください。

1点目の現場でのどのような隆起によって道路がどのような状況になっていたかということでございます。現地につきましては、柏木町の町道としまして、外周を回る町道となっております。この場所につきましては、隆起、これは高さにしまして6.5、7.0、平均7センチということで、実はここに道路の表面というか1番上に下水道のマンホール本管が入ってございます。その铸铁蓋の部分で約7センチほどの隆起と言いますように、高低差があったという状況でございます。

2点目でございます。その部分については修理しているかという部分でございますが、この部分の事故が起きた後ですね、翌日、その週にまず簡易合材ではございますが、舗装をかけまして通常の通れるような形に直して終わっているところでございます。

あと維持管理、パトロールの関係でございます。パトロールにつきましては、町といたしましては、通常のパトロールにつきましては月1回、定期パトロールとして町内車両センターの職員を中心に月1回巡回させていただいているところでございます。また、通常の日常ですね、電話等でも町民の方からもいただくときがございますので、その辺で何かあった場合にはその都度パトロールをさせていただいているところでございます。

4点目の損害賠償額の部分でございます。今お話ありましたように、内容としまして運転席・助手席のエアバック等、あとガラスの割れという部分、それらを見たときにかなり維持費かかるのではないかというお話いただきました。今回損害賠償額の算定としまして、保険会社のほうに御依頼をさせていただきまして、あくまでもこの車両価値額というものを算定させていただき、この車につきましては国産車ではございますが、年式の部分が古い部分ございまして、車両価値額としてはないという御報告をいただいたものですから、保険会社としてはない場合には10%を車両価値額として算定している

ということでございます。過失割合でございますが、今回は車両の所有者が7、町が3ということになってございます。あくまでも今回車両所有者が7という部分につきましては、道路の状況にあわせて運転をする注意も運転者に少しあったのではないかという判断の下、保険会社のほうで算定させていただいているところでございます。今回、先ほどの10%を車両価値価格として過失割合3割ということで町になってございますので、算出した結果10万2,600円という結果ですね、この部分を損害賠償額としまして、保険会社のほうからお話がありましたので、町としましても相手方の方に直接この内容をお話させていただきまして、了解をいただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

まず1点目にお伺いした点でございますが、この道路の隆起の部分でございます。いわゆるマンホールの蓋というような御説明もありましたので、道路が隆起というところとマンホールの蓋がというところが、もう少し詳細について状況把握できるように御説明を求めるものでございます。

また町及び相手方との過失割合についても御答弁いただいたところでございますが、こちら先ほど6.5センチから7センチの高さと、いわゆる隆起の高さということでございますが、これ仮に上のほうの7センチということであれば、道路運送車両法上による最低地上高というものはクリアしていて、ということであれば、これ本来であれば当たらないものではあるんです、それでも本町において過失があるというふうな御見解に至ったところについて、改めて詳細御説明を求めるものでございます。

また、賠償額についてでございます。賠償額につきまして、いわゆる時価額についてお支払いをしたということが分かったところですが、時価額の算定については様々な方法があって、いわゆる新車価格の1割というようなところを御答弁されたのかなと察するところでございますが、最終的には示談書について相手方が御納得されているようでございますけれど、果たしてその経緯としてきちんとした説明があったのかという点でございます。というのは、一般の運転者、自動車所有者がですね、いわゆるそういう専門知識があったかどうかというところで、例えばこの時価額においても、じゃあその際消費税や諸費用の部分についてはその1割に含まれているのか否か、またはその算定の方法として年数、年式が俗に言う古い車であれば、市場価格というものをもって算出するっていう方法もあるわけで、これ被害者、相手方という言い方に直しますが、相手方がですね、それらの知識をきちんと持って示談書にサインをなされているのかという点がちょっとうかがえなかったんですが、そうした専門的なね、町の代理であるいわゆる町村会の総合賠の担当者の方々がきちんと適確な賠償額の提示ということをしたのかどうかというのが疑問であります。また併せて過失割合についても町3割ということでございましたが、町の3割の過失というものがそもそも存在するのかどうかという点についても、先ほどの7センチの隆起という点について御説明があったところですので、お伺いをいたします。

また、道路のパトロールについてでございますが、こちら事故日については5月23日の午後5時半頃ということで示談書に記載がございます。こちら月に1回の道路パトロールということでございましたが、事故の前、最終的にこの当該道路をパトロールしたのはいつになるのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） ただいまの御質問について答弁させていただきます。

1点目、先ほどマンホールが入っているという形の中で、舗装の隆起という部分の関係性でございます。先ほど私のほうで高さについてお話ししましたが、実は道路舗装面に対しまして車道面の中に下水道の本管が入ってございます。通常であれば舗装面とマンホールの蓋の高さというのは普通だいたい同じになっているのが常識でございますが、今回隆起という部分でマンホールが高くなったというよりは、周りの車道と言いましょるか、舗装のかかった部分が一部緩やかにですね、へっこんだと言いましょるか、低くなったという部分がございます、この部分の差がですね、先ほど言った7センチということでございました。

それに加えて2点目でしたか、そこは一応7センチという高さなので、通常であれば車9センチという一つの高さが設定されてございます。その差の部分については、これは推測でございますが、今お話ししましたマンホールから周りの下がったところを通過した際に、その車がですね、あまりスピードは出ていなかったかにしろですね、ある程度何て言うんでしょうか、通った際に一度ぐっと下がったときに車体がりバウンドしたような形で通過したと、その際に上がりきって通過するとき、マンホールの角と言いましょるか、高くなっている部分に引っかかったと言いましょるか、接触したと推測しているところでございます。

先ほどの金額の出し方、市場価格ということで算出ということなんですけども、これにつきましては本別町から依頼をさせていただきました保険会社のほうの算出結果ということでいただいたものを正しいという判断の下ですね、金額、このままこうなったということで聞いてございます。これも専門的という部分につきましては、保険会社のほうに御依頼をしておりますので、当然その辺は詳しくですね、算定をいただいた中で、今回報告をいただいているものと考えております。

それと今の保険会社の出した金額に対しまして、相手の方がですね、納得してるかという部分でございますが、これはこの金額をこちらのほうで把握した後ですね、本人の方と直接お話をさせていただきまして、内容も含め相手の方に御理解をいただいたということで認識しているところでございます。

あとパトロールの時期ということで、私先ほど月1回定期パトロールという中で、この事故の起きた月と言いましょるか、その直前ではいつ頃かということでございます。この場所、柏木町町内でございますが、これは月初めですから5月の初め、連休後ですね、1回した程度だと認識してございます。また、この場所に限らず巡回としては、町民の方からお話がいただいた場合については、この近くを通ったりも含めてパトロールをしていると認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 最後1点お伺いをいたしますが、この道路自体、事故に至った原因というものは情景が分かるように御答弁をいただいたところで、いわゆるマンホールではなくてマンホールの周りの路面が沈下というか低くなっていたところだったようでございます。ただこれ敷設されたとき、施工されたときには当然いわゆるレベルがきちんととられて、平たんであったのではないかなと考えるところなんです、これはいわゆる敷設から相当年数が経過をしていわゆる路面、路盤が沈下していたというようところが原因というか、このような状況になった原因というところの御認識、把握をなされていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

現在、この事故のあった場所につきましては、ある程度暫定ではございますが、アスファルト合材で低くなっている部分を暫定ではございますが1メートルから1メートル50の長さで合材を埋めた中で、通常真っ平らにはなっていないけれども、ある程度ほぼ通常の走行には問題ないという形になってございます。またこの場所につきましては、今暫定で進めておりますけれども、今年度ですね、マンホール、よくマンホールが入っているところにつきましては時々することなんです、調整ということでマンホールを下げるという部分についてですね、今回原課のほうで今年度中にですね調整をしてですね、さらにきちとした形で正常な状態に戻したいと考えてございます。

それとこの道路については、昭和62年前後に道路がかなりできた少し古い道路となっていてございます。この原因も恐らくではございますが経年劣化も含めて路盤圧も通常より今の本来の凍上の厚さよりは薄い形で当時作られる部分もございまして、そういう部分も含めて今回このような状況になったと判断しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認を求める件〔舗装面の隆起に起因する車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕について採決をします。

お諮りをします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号専決処分の承認を求める件〔舗装面の隆起に起因する車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第14 承認第4号

○議長（篠原義彦） 日程第14 承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 承認第4号専決処分の承認を求める件につきまして御説明を申し上げます。

令和4年度本別町一般会計補正予算（第6回）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、ただいま御承認いただきました舗装面の隆起に起因する車両損傷事故に対する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,435万8,000円とする内容でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、21節補償補填及び賠償金10万3,000円の増額補正は、相手側車両修繕費の本町責任割合分を損害賠償金と支払うものであります。

上段の1、歳入であります。20款諸収入、4項1目7節雑入10万3,000円は、この費用の全額が全国町村会総合賠償補償保険金で賄われるため計上いたしました。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第6回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第15 承認第5号

○議長（篠原義彦） 日程第15 承認第5号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第7回）〕についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 承認第5号専決処分の承認を求める件につきまして御説明を申し上げます。

令和4年度本別町一般会計補正予算（第7回）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,435万8,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の1、歳入であります。17款1項1目寄付金、3節農業費寄付金1,000万円の増額補正は、農業振興基金として、本別町農業協同組合様から指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金1,000万円の増額補正は、寄付者の意向によりまして、農業振興基金に積み立てるものでございます。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第7回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、お伺いをいたします。

こちら指定寄付金ということで農業振興基金にということでございました。

こちら寄付者の意向としてその農業振興への基金積立ということでございますが、基金として積み立てた後の具体的な用途等についての意向というものは明言されていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

また本寄付金においては、これまでも経年継続されてきていると考えておりますが、こちらについてこれまでの寄付実績や利活用の実績等について、もしあるのであればお伺いをいたしたい。またこれらについて、寄付者についての報告と言いますか、共有ということもなされていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午後 3時40分 休憩

午後 3時55分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの御質問に答弁させていただきたいと思えます。

まず私のほうからですね、基金のこれまでの積立、取崩しの額について答弁をさせていただきたいと思えます。

私の持っている資料でですね、これ今年の予算分も含めまして令和4年度末決算見込みの額でございますが、農業振興基金につきましてはこれまで農協から御寄付をいただいた分、あと町からの繰入分ということで、これまでの積立額といたしまして令和4年度末の予定で2億5,357万1,000円となる見込みとなっております。これまでの取崩し、これまでの用途ですけれども、新規就農者対策等におきまして、これまで1億3,709万2,000円、これ4年度末の見込みでございます。基金の年度末残高につきましてはほしい1億1,000万円くらいを予定しておりますが、これまで基金の動きとしてはそういった形で使わせていただいているところでございます。

また、用途ですとか意向につきましては農林課長のほうより答弁させていただきます。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 私のほうから用途についてお答えさせていただきます。

先ほど使い道等につきましてどのような形で取り決めをしているのかというような御質問だったと思えます。その部分につきましては、町と本別町農業協同組合、組合長をはじめ、参事、専務も含めまして、その都度打ち合わせをしてどのような部分に活用していくかということを取り決めさせていただいているところでございます。

そのような中で、先ほど総務課長のほうからもありましたとおり、事業的に言いますと新規就農対策事業、こちらのほうに多くを支出させていただいている部分、あと鳥獣被害に関する部分、こちらは一斉駆除の経費等にもこの部分を活用させていただいているという中身であります。

あと予期せぬ台風被害等で鹿柵等が壊れた、そういうようなときにも農業振興基金を活用させていただき、鹿柵の補修を行なっているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） 使途についてただいま非常に明解なお答えいただいたところでございますけれど、現在農家、非常に苦しんでおります。飼料高、肥料高、空前のものとなっております。これらについて、本基金を使用される計画はございますか。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午後 3時57分 休憩

午後 3時57分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農協からの寄付金で基金ですから、現在のその肥料高との予算関係とはちょっと関係ございませんので、質問は変えてください。

ほかございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 先ほどではいろんな使途についての説明がありましたけども、農協と打合せて進めてるということです。それで農協と打合せてるということは農業者のね、個々の意見が反映されてると理解はできるんですけども、例えば農協青年部とか農業者自身の声も直接聞くようなことも含めてね、その使途についての検討等は行なわれてきたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

確かにこの基金はJA本別町からここ毎年1,000万円を寄付いただいてそれを積み立てているものでございます。私ども町といたしましては、青年部の皆さん、そして女性部の皆さんもそうですけれども、実際に営農なさっている農業者の皆さん、それぞれの思いをJAの幹部の方々がしっかりと把握をした中で、町との協議をしているところで私どもは判断しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第7回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第7回）〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第16 承認第6号

○議長（篠原義彦） 日程第16 承認第6号専決処分の承認を求める件〔グレーチングの跳ね上げに起因する車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 承認第6号専決処分の承認を求める件〔グレーチングの跳ね上げに起因する車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕について、御説明を申し上げます。

本事故は、令和4年6月3日午後6時頃、町道共栄・緑町通りと町道坂下町通りの丁字路において、当該車両が左折した際、本別町の管理するグレーチングが跳ね上がったことにより車両が損傷した事故について、次のとおり和解し、損害賠償額を定めたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

なお、報告につきましては、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1の和解の相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

2の和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金10万452円と定め、本別町が車両の所有者に対し、支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険により賄われます。

また、今回につきましては、先ほどの御報告させていただいた承認第3号の件と合わせ、2件続けての事故報告となってしまう、町道を維持管理する担当課といたしまして、大変申し訳なく思っているところでございます。

今後はこのような事故が起こらないよう道路を良好な状態に保ち、維持修繕をしながら、一般交通の安全確保に向け、より一層の注意を払い、引き続き業務を遂行してまいりたいと考えております。

以上、承認第6号の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） グレーチングの跳ね上がりの事故っていうか、損傷事故等は年1回とは言いませんけど度々報告されてるし、その都度同じような趣旨で報告がありました。それで1つ、平らじゃないから跳ね上がるんだというのは一定理解しますけれども、その辺について専門家の意見等をですね、こうすれば改善できるよとかっていうような、素人考えでは平らなところに置いてあれば跳ね上がらないっていうふうに思うけ

れども、実際になかなかそれが事故が防止できないっていうのが現状ですから、専門家にこういう相談したことあるんですかね、対応策等についてですね。今言ったようにとにかく平らにすることってということだけなのか、それとも例えばグレーチングって2、3メートルの長さだったと思うんですけども、例えばそれを全部つなげるようなこととか、そういうようないろんな対策はあるんじゃないかなと思うんですけど、そういうのを相談した経過があるかどうかを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） ただいまの御質問にお答えいたします。

このグレーチングにつきましては、今回事故に至った経緯といたしましては、グレーチングが跳ね上がりの前にですね、その下で受けている部分、トラフ側溝という部分の側溝の受ける側がですね、ちょっとかけている部分がございます、これにつきましてはパトロールしてる際にですね、そこまではちょっと気づかなかったという経緯で今回の事故に至ってしまいました。

今お話いただいたように鋳鉄蓋につきましては、取って掃除とかもできるような形ということで、ある程度の重量ありますが、今回事故に至った部分につきましては、グレーチングとグレーチング、これ1枚1メートルくらいの長さなんですけども、ボルトで固定しまして、簡単に上がらないような状況で今回ちょっと修繕をさせていただいたところでございます。

今後このようなことがないようにきちっと点検してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 非常に専門的なことだから、グレーチング業者っていうんですか、専門業者に基本は平らにするっていうことはよくわかりますけれども、跳ね上がりを極力少なくするようなことっていうのを相談っていうか、問い合わせたような経過があるかどうか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩します。

午後 4時07分 休憩

午後 4時07分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

グレーチングに関する部分について、専門業者等に御相談という部分もこれまであったのかということに関しましては、これまでについてはそういう部分では取り扱っているところには相談したことはございません。ただ、建設水道課の中で、技術屋の中ですね、こういう部分はこういうふうにしたらいという部分、判断の下ということで進めてきているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号専決処分の承認を求める件〔グレーチングの跳ね上げに起因する車両損傷事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第17 承認第7号

○議長(篠原義彦) 日程第17 承認第7号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算(第8回)〕についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 承認第7号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和4年度本別町一般会計補正予算(第8回)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、ただいま御承認をいただきましたグレーチングの跳ね上げに起因する車両損傷事故に対する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,445万9,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、21節補償補填及び賠償金10万1,000円の増額補正は、相手側車両修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

上段の1、歳入であります。20款諸収入、4項1目7節雑入10万1,000円は、この費用の全額が全国町村会総合賠償補償保険金で賄われるため計上をいたしたものであります。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算(第8回)の専決処分報告とさせていただきます。

きます。

御承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第7号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第8回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号専決処分の承認を求める件〔令和4年度本別町一般会計補正予算（第8回）〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第18 議案第45号

○議長（篠原義彦） 日程第18 議案第45号令和4年度本別町一般会計補正予算（第9回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第45号令和4年度本別町一般会計補正予算（第9回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、町税の還付金、農業費補助金、各種スポーツ大会参加補助金などが主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,145万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,591万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出であります。上段の2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、22節償

還金利子及び割引料405万円の増額補正は、法人町民税の予定納税確定に伴う還付金及び町道民税の更正による過誤納金還付金につきまして、当初見込みよりも増額となったことによるものであります。

上から2段目、3款民生費、2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、18節負担金補助及び交付金10万8,000円の増額補正は、社会福祉協議会が運営します福祉有償運送用車両4台につきまして、新型コロナウイルス感染対策として、飛沫感染対策カーテン等を設置する費用を補助するものであります。

3段目の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費、車両修繕料21万3,000円の増額補正は、循環バスのヒーター腐食に伴う修繕料であります。

その下、2目母子保健費、17節備品購入費124万2,000円の増額補正は、3歳児検診等における視力異常を早期に発見し治療につなげるための検査機スポットビジョンスクリーナー及び検査結果を出力するためのプリンタを購入するため計上するものであります。

その下、3目予防費、11節役務費、郵便料2万7,000円の増額補正は、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方で、新型コロナウイルスワクチン4回目の接種希望のあった方へ接種券発送のための経費を計上するものであります。

一番下段の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、農地利用効率化等支援交付金1,233万4,000円の増額補正は、先進的農業経営確立支援としてパッケージマシンの導入事業で、1法人に対する補助金、その下、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業4,173万7,000円の増額補正は、健全な種子の安定供給対策事業として、種バレイシヨの罹病低減の取組に対し、6個人に269万6,000円、てん菜から需要の高い作物等への転換事業として、12個人に780万5,000円、労働負担軽減対策事業として、大豆用収穫機など省力作業機械の導入事業として、4団体に3,123万6,000円の補助をするものであります。

なお、これらの事業につきましては北海道による補助事業となっております。

その下、地元産農産物消費拡大事業74万5,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症により消費の落ち込んでいる地元農畜産物の消費拡大を図るため、きらめきタウンフェスティバルにおきまして、中生光黒大豆、グラニュー糖、牛乳の農畜産物セットを、来場者に1,000セット配布するものであります。

7ページ、8ページをお開きください。

上段の10款教育費、5項保健体育費、2目スポーツ振興費、18節負担金補助及び交付金、各種スポーツ大会補助金100万円の増額補正は、全道・全国大会への出場権を得た団体、個人が見込みより多くなったことによるものであります。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります、上段の10款1項1目1節地方交付税588万5,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

2段目の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金85万3,000円の増額補正

は、歳出で説明をいたしました飛沫感染対策に用いる補助金、地元産農産物消費拡大事業に充当するものであります。

その下、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金中、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2万7,000円の増額補正は、歳出で御説明いたしました4回目のワクチン接種のための接種券郵送の経費に充当するもの、母子保健対策強化事業補助金62万円の増額補正は、歳出で御説明いたしましたスポットビジョンスクリーナー購入に対する国からの2分の1の補助金であります。

下段の15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金5,407万1,000円の増額補正は、歳出で説明をいたしました先進的農業経営確立支援及び持続的畑作生産体系確立緊急対策事業に対する補助金であります。

以上で令和4年度本別町一般会計補正予算（第9回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

藤田議員。

○7番（藤田直美） 5ページ、6ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、17節備品購入費中、スポットビジョンスクリーナー119万9,000円の機器の関係ですが、私も早い購入を望んでおりましたので、この提案されたということにはちょっと安心をしております。

一般質問でもしましたように、弱視は子どもの将来に大きな影響を与える可能性があることから、早い段階での治療につながるということが大事であり、弱視の治療は5歳までの幼児期に治療を開始するということが望ましいとされております。この購入予定とされている機器の有用性と、この機器の推奨年齢というのはどのようになっているのか。また、本町乳幼児健診で使われると思いますが、対象年齢を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の質問に答弁させていただきます。

スポットビジョンスクリーナーの効果ということではありますが、議員おっしゃるとおり早い段階での発見から治療につながるということで、改善につながるという形で効果があると認識をさせていただいております。

また、有効性のある年齢ということではありますが、これまで帯広盲学校の研修ですとか、メーカーのほうの説明などによりますと、6か月から屈折異常だとかそういったものについては判断が可能ということでもあります。

今現在、視力検査につきましては3歳児健診で主にやっておりますけれども、こういったことから各種乳幼児健診、また、12歳、1歳6か月検診、2歳児健診等におきましても、そういった視力以上が疑われるお子さんがいらっしゃる場合については、活用可能と考えているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 有効性という部分で私は有用性というところでお聞きしたんですが、同じような意味合いであるかなとは思いますが、言われているように6か月から大人にも使えると認識しております。なので障がい者や高齢者施設での検診でも利用できるのではないかとのお話も聞いておりますが、本町で使う予定など考えておられるものかどうかという点を聞きたいと思っております。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議員おっしゃるとおり高齢の方にあっても、屈折異常等の方については有効であると考えております。

該当の方がいらっしゃる、また、そういった御相談がある場合につきましては、そういったこの機器の利活用も進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかがございませんか。

柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 6ページ、18節負担金補助及び交付金中、地元農産消費拡大事業、グラニュー糖や中生光黒大豆のセットを1,000セット配ると、きらめきタウンフェスティバルでという御説明がありました。例年2万人、3万人という来場者のいる中で、1,000セットといえばちょっと僅かですとを感じるんですが、先着何名なのか抽選なのか、どういった配布方法を考えているのかお聞かせください。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

きらめきフェスタの初日の日、9月3日になります。その日に正午より1,000セットを配る予定としております。先ほど議員からありましたとおり、中生光黒大豆、グラニュー糖、牛乳、こちらの部分につきましても豆のレシピを入れるとか、砂糖を使用するレシピ、また牛乳を使用するレシピ等も一緒に折り込まさせていただきまして、1,000セットを配布したいと思っております。

この本町の地元産品で今コロナ禍の影響により、外食産業や観光産業が停滞している中、農業者の部分の方の応援も含めまして、さらには消費者の健康支援にもつながるといった目的を持ちまして、今回配布させていただきます。以上です。

○議長（篠原義彦） 柏崎議員。

○11番（柏崎秀行） 細かい説明いただきました。

地元の消費の拡大、いろんなことに効果があるんじゃないかなと私も思います。

こちらどういった宣伝方法、ポスターなのか何かどこかに出て宣伝するのか、どういった宣伝を考えているのかお聞かせください。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

方法といたしましては新聞折り込み等を今考えております。また、同報無線による配布方法等も検討しているところでございます。

先ほどすみません、答弁漏れがあったと思っております。

1,000セットが少ないか多いかというところでいきますと、このイベントとしては

1,000セット今用意しておりますが、今後まだ続く可能性もございますので、また検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 農業振興費の補助金の関係ですけれども、1つ目の農地利用効率化等支援交付金、それから2つ目の持続的畑作生産体系確立緊急対策事業、それぞれ利用する法人や個人の説明はあったんですけども、利用者の負担率っていうんですかね、補助率というんですか、利用者の負担がどういう状況になるのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

まず1番上の農地利用効率化等支援交付金の部分でございます。こちらの部分につきましては、補助率10分の3以内でございます。こちらは融資主体型で行なわれる事業となっております。

持続的畑作生産体系確立緊急対策事業ですが、こちらにつきましてはこの中に3つの項目がございます、まず種子のバレイショの罹病率低減、こちらですが6戸の農家が行われております。面積といたしまして33.7ヘクタール、ヘクタールあたり8万円の補助となっております。これは定額補助になります。

もう1つがてん菜から需要の高い作物等への転換事業でございます。こちらは27.55ヘクタール、12戸の農業者がこの事業を行なうようになっております。こちらにつきましては、作物ごとに補助の金額が変わっておりますので、1つずつ言ってよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

○農林課長（篠原順彦） 概要でいいですか。豆類等でいきますとヘクタール25万円から30万円の補助となっております。

もう1つの事業が省力化機械の導入、これはリース事業での導入となります。こちらは4団体、どのようなものを入れるかといいますと、バレイショと豆類の省力化機械の導入となっております。事業費の2分の1以内の補助率となっております。税抜きの機械本体価格からの2分の1以内という形です。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号令和4年度本別町一般会計補正予算（第9回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号令和4年度本別町一般会計補正予算(第9回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第46号

○議長(篠原義彦) 日程第19 議案第46号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長(三品正哉) 議案第46号北海道市町村総合事務組合規約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤消防団員に係る損害補償や非常勤職員に係る公務災害補償等について、共同処理を行なう複合的一部事務組合であります。団体の新規加入に伴い、北海道市町村総合事務組合規約に変更の必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

変更内容の1点目といたしましては、組合規約別表第1組合を組織する地方公共団体に上川中部福祉事務組合を追加するもので、2点目は、別表第2共同処理する事務と団体に当該団体を追加するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約(平成31年2月22日市町村第1877号指令)の一部を次のように変更する。

別表第1上川総合振興局(30)の項中「(30)」を「(31)」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上、議案第46号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第47号

○議長（篠原義彦） 日程第20 議案第47号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第47号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合は、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するものでありますが、団体の新規加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約に変更の必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

変更内容につきましては、組合理約別表2一部事務組合及び広域連合に、上川中部福祉事務組合を追加するものであります。

それでは改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表、上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第47号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案説明と

させていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第48号

○議長（篠原義彦） 日程第21 議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するものでありますが、団体の新規加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約に変更の必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

変更内容は、組合理約別表1組合町村等に上川中部福祉事務組合を追加するものであります。

それでは改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（篠原義彦） 議会運営委員長から、閉会中の所掌事務調査申出書の提出がありました。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（篠原義彦） 追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議

題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しましたとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会宣告

○議長(篠原義彦) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第3回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会宣告(午後 4時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年8月10日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 梅 村 智 秀

署名議員 丑 若 浩 行

臨時議長 篠 原 義 彦

副 議 長 柏 崎 秀 行